

## 民事訴訟法 問題の趣旨

### 第1期

特定の分野に偏することなく、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。出題分野は、訴訟と非訟、合意管轄、当事者能力、訴訟代理人、処分権主義、裁判上の自白、文書提出命令、請求の客観的併合、固有必要的共同訴訟及び訴訟承継であり、いずれの問題も原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る内容となっている。

法学既修者として入学すると、民事訴訟法の基礎の習得を前提に授業が行われる。入学試験は、これに付いていくのに必要な学力の有無を確認するために実施しており、細かな知識を問う出題を控えるように心がけている。問題の中には、受験生が比較的手薄になりがちな訴訟と非訟、合意管轄といった分野からも出題したが、これらも基礎的知識さえあれば正解に達し得たはずである。

受験生には、普段の学習において、原理原則、基礎的知識を確実に習得するよう努めてもらいたい。

### 第2期

第1期試験と同様、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。出題分野は、土地管轄、当事者の確定、訴訟能力、訴訟物、訴訟上の合意、証明、既判力、通常共同訴訟、訴訟告知及び控訴審の判決であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る設問である。

出題範囲は、民事訴訟法の全範囲であるから、複数請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴・再審などから出題することもある。今期の試験問題では、これらの分野から3題を出題したが、問8では共同訴訟人独立の原則を、問9では補助参加の効力(参加的効力)の法的性格を、問10では控訴棄却の意義を理解していれば、容易に正解に達したはずである。教科書の後半部分であっても、原理原則や基礎的な知識を確実に習得するよう努めてもらいたい。

### 第3期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期試験、第2期試験と同様である。出題分野は、当事者能力、訴訟要件、第三者の訴訟担当、訴え提起の効果、口頭弁論期日の欠席、当事者の主張、書証、判決と決定、訴訟上の和解及び簡易裁判所の訴訟手続であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る設問である。

問9(訴訟上の和解)の肢は、いずれも判例を題材にしているが、受験生には肢2がやや難しく感じられたかもしれない。しかし、肢4の内容に関しては、判例百選94番に掲載されている判例(最判昭和43年2月15日民集22巻1号184頁)であるから、この肢がもっとも適切でないとの判断に達しうるはずである。普段の学習で重要判例をしっかり学

習していれば、正解を導き得たはずである。受験生には、判例百選を中心に、重要な判例の学習を積み重ねてほしいと考えている。

#### 第4期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、従前の試験問題と同様である。出題分野は、管轄、訴訟上の代理、訴えの利益、訴えの提起、弁論準備手続、人証、既判力、当事者の行為による訴訟の終了、補助参加及び上訴であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る設問である。

問5は、弁論準備手続に関する出題であり、やや面食らったかもしれない。しかし、いずれの肢も条文の知識があれば正誤の判断ができる内容である上、同手続が争点及び証拠の整理を目的とする手続であると知っていれば（この程度の基本的知識は必須である。）、文書の証拠調べが許されないと前記目的を達成できないと思ひ至り、それ認めない肢3がもっとも適切でないと判断できるはずである。一見難しそうな設問であっても、基本的な事項から考えると正解肢に達し得る一例である。

#### 第5期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、従前の試験問題と同様である。出題分野は、本案判決の対象、当事者能力、訴訟上の代理、訴状の審査、攻撃防御方法の提出時期、証拠、自由心象主義、既判力の拡張、訴えの変更及び共同訴訟であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る設問である。

基礎的な知識の中に重要判例を含むのは当然であり、判例百選に掲載されたものはしっかり学習してほしい。問9は、いずれも判例を題材にするものであるが、正解肢とした肢3は、判例百選 Appendix 1 1 番に掲載されたものである。この判例は、平成27年司法試験民事系第3問でも取り上げられており、判例百選掲載の判例は、Appendix を含めて学習を期待したい。

## 刑事訴訟法

### 第1期 出題の趣旨

刑事訴訟法の各分野から10問出題した。第1問は逮捕、第2問は職務質問、第3問は搜索等に関する問題であり、捜査機関による逮捕、職務質問、搜索差押等について刑事訴訟法の条文、基礎知識があれば容易に解答が可能である。第4問は弁護人の接見交通権に関する問題であり、被疑者・被告人の重要な権利であるので、出題した。

第5問は裁判員裁判に関する問題である。すでに制度として定着している裁判員裁判の概要を理解しているか確認するために出題した。第6問は公訴提起、第7問は訴因の特定に関する問題であり、公訴提起の際に問題となる事項、訴因の特定などについて、刑事訴訟法の条文、基礎知識を問うものである。

第8問は証拠調べ手続に関する問題であり、証拠調べ手続に関する基本的な理解を問うものである。第9問は自白に関する問題であり、自白の任意性、証拠能力、信用性について問うものである。第10問は、伝聞法則の問題であり、その趣旨、適用場面に関する理解を問うものである。

刑事訴訟法は手続法であり、手続の流れの中で、裁判所・検察官・弁護人・被告人という当事者がいかなる関与をするか、いかなる権利・義務を有するか、などをきちんと理解することが必要である。本短答問題では、受験者が、刑事訴訟法の条文、趣旨、重要判例などの基本的問題を出題し、基本的事項をしっかりと理解しているかどうかを確認するために出題した。